

財産形成期日指定定期預金規定

1. (預金契約の成立)

この預金契約は、お客さまから預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに成立するものとします。

2. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成貯蓄制度に基づく預金として、3年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れられるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」という。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

3. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れられるものとします。

4. (自動継続等)

- (1) この預金(第8条による一部解約後の残りの預金を含む)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

5. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があったときには、事項以下に定める満期日以後にお支払いします。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定するときは、当店に対してその1ヶ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は、前項に準じて、この預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されないまま1ヶ月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日(継続するときは最長預入期限)の前日までの期間について、預入日現在における当行所定の次の預金利率を用いて、1年複利の方法で計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
期日指定定期預金の1年以上の利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
財産形成期日指定定期預金(一般財形)の2年以上の利率
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息(継続を停止した場合の利息を含む)は、満期日以後にこの預金とともにお支払いします。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数について解約日または書換継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともにお支払いします。
- (3) 継続された預金の利息についても前2項と同様の方法によります。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (4) この預金を第9条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)により1年複利の方法により計算し、この預金とともにお支払いします。

- ① 6ヶ月未満……………預入日における普通預金の利率
- ② 6ヶ月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6ヶ月未満……………2年以上利率×50%

- ④ 1年6ヶ月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6ヶ月未満……………2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満……………2年以上利率×90%

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第9条第6項第1号から第3号のいずれにも該当しないときに利用することができ、同項第1号から第3号の一にでも該当するときは、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

8. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

9. (預金の解約、書換継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合に限り、満期日前に解約することができます。その場合を除いては、この預金を満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書換継続するときは、当行所定の払戻請求書に記名(または署名)とお届印を押し、この契約の証とともに提出してください。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、一口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。複数の預金があるときは、預入日から解約日までの日数が多いものからとします。
- (4) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
 - ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額
 - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
 - A その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
 - B その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。
- (5) 次の各号の一にでも該当したときは、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとして。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当行が解約等の通知を届出の名称、住所にあって発送したときに預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が後記第15条第1項に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者

財産形成期日指定定期預金規定

について確認した事項または第8条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき

- ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- ⑥上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じないとき
- ⑦第8条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されないとき

- (6) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であるときには、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が預金開設時にした「反社会的勢力でないこと」の表明・確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき

②預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のAからFいずれかに該当することが判明したとき

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- F. その他前記AからEに準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEに該当する行為をしたとき

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を棄損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前記AからDに準ずる行為

- (7) 前2項により、この預金口座が解約され残高があるとき、またはこの預金取引が停止されたあとその解除を求めるときは、当行所定の書面に記名（または署名）とお届印を押印のうえ、契約の証と本人確認書類等とともに取引店にお届けください。

10. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財形貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなったときには、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引き続き預入することができます。

11. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面により取引店に申し出てください。

12. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) この預金の契約の証や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当行にお届けください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この預金の契約の証や印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この預金の契約の証を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

13. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合は、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

14. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、預金払戻請求者等が正当な権限を有しないと認められる特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻し等は有効とします。

15. (譲渡、買入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡（売買含）、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて買入れその他第三者の権利を設定する場合には、当行所定の様式により買入れ等を承諾します。

16. (預金保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、第5条第1項、第2項および第4項にかかわらず満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じたときには、当行に対する債務と相殺するときに限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されているときにも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺するときには、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、当行に対する複数の債務があるときには充当の順序方法を指定のうえ、契約の証とお届印を直ちに当行にお届けください。

ただし、この預金で担保される債務があるときには、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号に充当の指定がないときには、当行の指定する順序方法により充当します。

③前記第1号による指定により、債券保全上支障が生じるおそれがあるときには、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 前記第1項により相殺するときの利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②当行に対する債務の利息・割引料・延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、債務を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 前記第1項により相殺するときの外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 前記第1項により相殺するときにおいて、当行に対する債務の期限前弁済等の手続について繰上返済手数料等別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、債務の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (成年後見人等の届出)

- (1) 預金者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた任意後見契約の効力が生じたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によりお届けください。

- (3) すでに、補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください。

財産形成期日指定定期預金規定

- (4) 前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも、書面により当店にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った預金払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。

18. (準拠法・裁判所管轄)

この規定の契約準拠法は日本法とします。万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じたときは、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上